

- 八、労働組合の現因
- 九、労働組合の現因
- 十、労働組合の現因
- 十一、労働組合の現因
- 十二、労働組合の現因
- 十三、労働組合の現因
- 十四、労働組合の現因
- 十五、労働組合の現因
- 十六、労働組合の現因
- 十七、労働組合の現因
- 十八、労働組合の現因
- 十九、労働組合の現因
- 二十、労働組合の現因
- 二十一、労働組合の現因
- 二十二、労働組合の現因
- 二十三、労働組合の現因
- 二十四、労働組合の現因
- 二十五、労働組合の現因
- 二十六、労働組合の現因
- 二十七、労働組合の現因
- 二十八、労働組合の現因
- 二十九、労働組合の現因
- 三十、労働組合の現因
- 三十一、労働組合の現因
- 三十二、労働組合の現因
- 三十三、労働組合の現因
- 三十四、労働組合の現因
- 三十五、労働組合の現因
- 三十六、労働組合の現因
- 三十七、労働組合の現因
- 三十八、労働組合の現因
- 三十九、労働組合の現因
- 四十、労働組合の現因
- 四十一、労働組合の現因
- 四十二、労働組合の現因
- 四十三、労働組合の現因
- 四十四、労働組合の現因
- 四十五、労働組合の現因
- 四十六、労働組合の現因
- 四十七、労働組合の現因
- 四十八、労働組合の現因
- 四十九、労働組合の現因
- 五十、労働組合の現因

小倉市職工連合会

法財人協調會福岡出張所

ないので遂に五月二十六日賃金増額の要求をなすに至つたのである。

因みに賃金は男、一圓一圓三十錢、女、五十錢一八十錢

九、争議の経過

五月二十六日従業員代表三名は賃金増額の要求をなしたるも確答を得ないので、二十八日朝更に重ねて要求したところ、現場監督より作業能率擧らざるの故を以つて増額不可能なりとて拒絶されて一同憤慨し事件解決迄就業せざることを申合せ即時罷業に移つたのである。

全員罷業に對して當局は罷業主謀者三十六名は之を絶對使用せず且つ一般参加者も可成使用せざる方針の下に其の出役を阻止し前記四市より新に入夫を紹介せしめて三十日より從來通工事を繼續することとしたので、當局の強硬なる態度に驚いた従業員側は小倉市議古賀伴次郎氏等援助の下に三十一日